

平成 30 年 10 月 18 日
練馬区地域医療課

平成 30 年度 大泉西中学校医療救護所訓練（案）

1 医療救護所訓練の概要

(1) 日 時

平成 30 年 12 月 16 日（日）午前 9 時 00 分～11 時 30 分

(2) 会 場

大泉西中学校（西大泉 3-19-27）※体育館、校舎建替えに伴う仮設校舎

(3) 参加者

- ① 大泉西中学校避難拠点運営連絡会
- ② 練馬区医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会
- ③ 災害時医療機関（順天堂練馬病院、川満外科）
- ④ 協定協力事業者（民間救急事業者等）
- ⑤ 登録看護師（医療救護所医療従事スタッフ）
- ⑥ 練馬区（危機管理室、健康部、地域医療担当部）

(4) 内 容（詳細は別紙）

- ① 開会式、訓練説明
- ② 災害対策講習会
- ③ 医療救護所訓練（トリアージ、応急手当、情報連絡等）
- ④ 避難拠点開設訓練
- ⑤ 災害対策健康部無線通信訓練
- ⑥ 閉会式

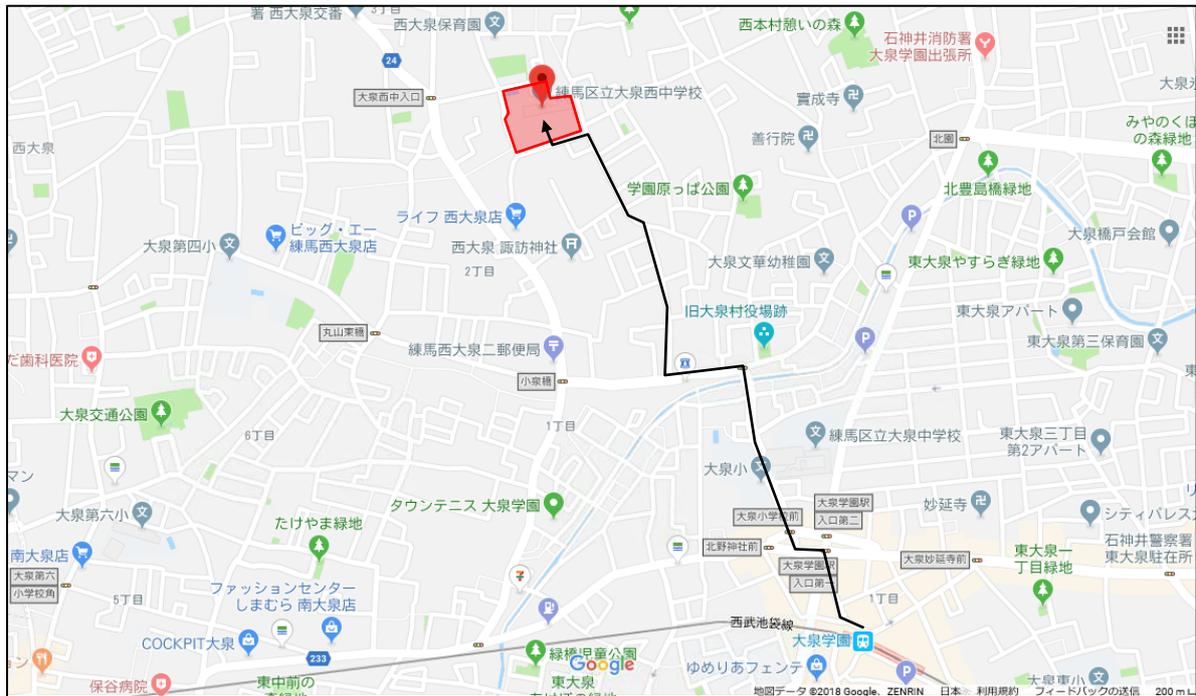
(5) 集合時間・場所等

- ① 避難拠点運営連絡会要員等、危機管理室、地域医療担当部職員
・・・・・・・・午前 8 時 00 分（体育館）
- ② その他の関係者・・・・・・・・午前 8 時 50 分（体育館）

※なお、上履きの持参と防寒対策をお願いいたします。

2 大泉西中学校周辺地図および学校平面図

(1) 学校周辺地図 (練馬区西大泉 3-19-27)



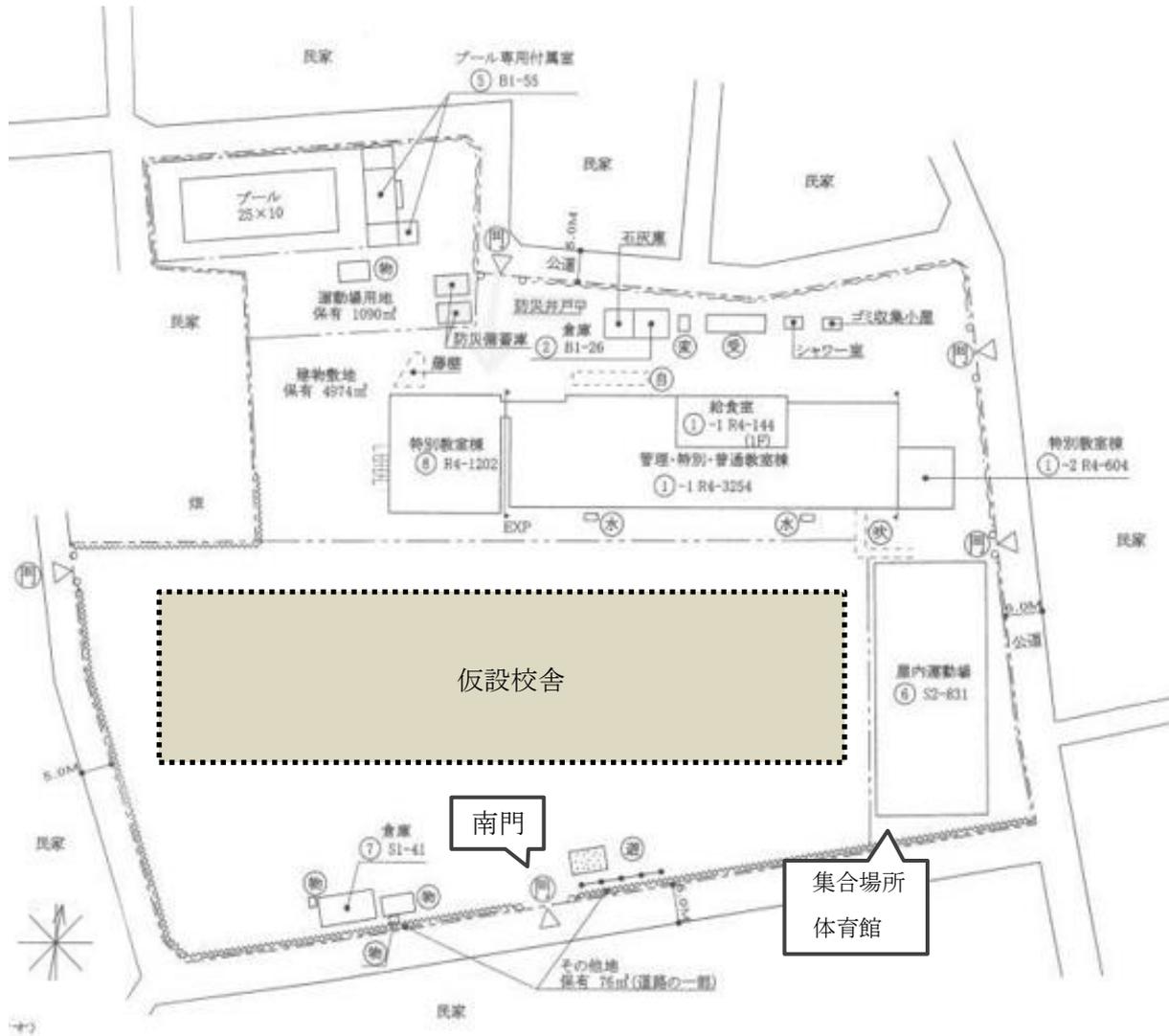
※アクセス

西武池袋線 大泉学園駅北口より 徒歩 17 分 (図中矢印)

西武池袋線 大泉学園駅北口より バス7分→「住宅前」下車→西へ徒歩8分
(泉 32) 朝霞駅行き (泉 33) 成増駅南口行き

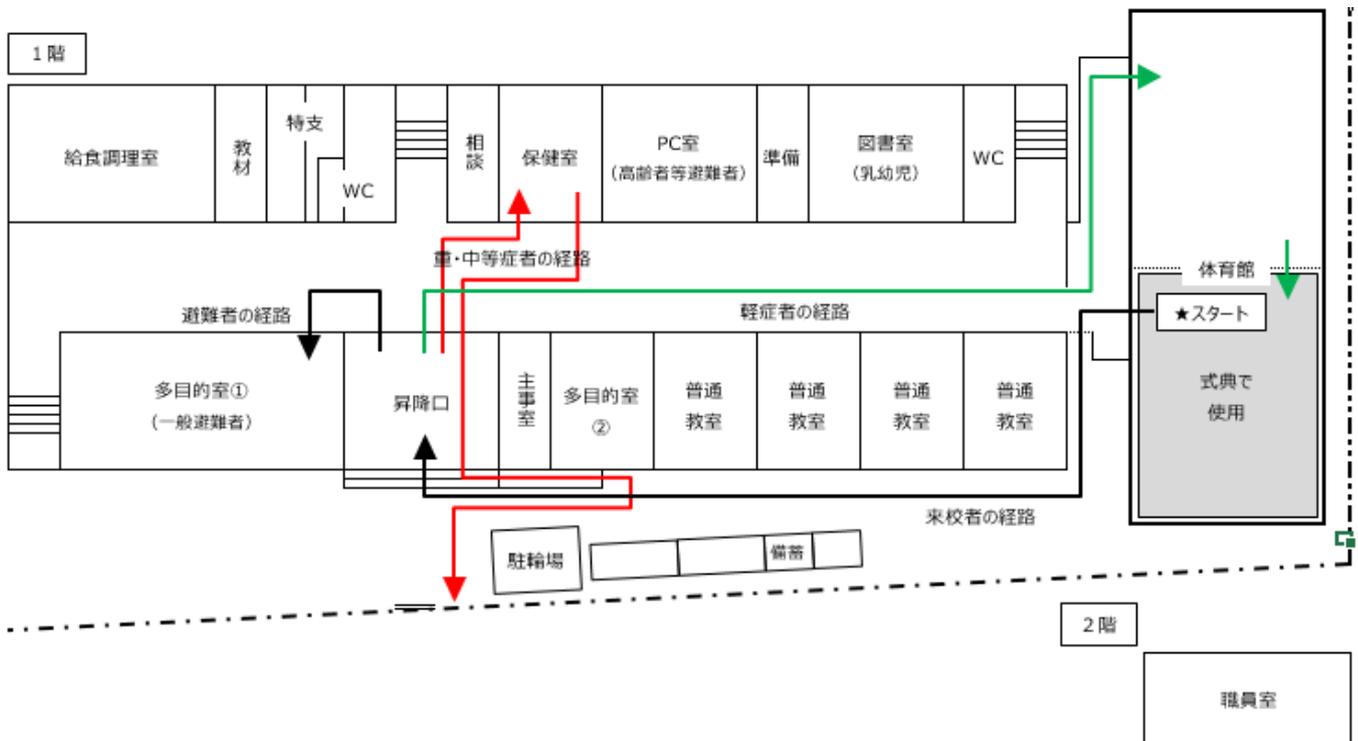
西武池袋線 大泉学園駅南口より バス8分→「住宅前」下車→西へ徒歩8分
(吉 61) 都民農園セコニック行きほか (泉 35) 長久保循環 ほか

(2) 大泉西中学校学校平面図（仮設校舎建設前）



- ※ 8時に南門を開門します
- ※ 特に狭隘で十分な駐車スペースがございません。お手数ですが、公共交通機関でお越しください。

(3) 大泉西中学校医療救護所訓練レイアウト (仮設校舎建設後)



3 タイムスケジュールおよび訓練内容

(1) タイムスケジュール

時間	訓練等	場所
9:00～9:15	【開会式】 開会挨拶 参加者紹介 訓練説明（避難拠点/医療救護所）	体育館
9:15～9:50	【災害対策講習会】 医師によるトリアージ講習など	
避難拠点/医療救護所訓練開始		
9:50～10:20	避難拠点/医療救護所の設営準備	体育館 仮設教室棟
10:20～11:10 (50分)	傷病者来所（体育館から移動）	—
	傷病者の振分け	昇降口
	傷病者の誘導	
	トリアージ（タグ付けと記入）	体育館（歩行可） 保健室
	軽症者の応急手当	体育館
	調剤・投薬	体育館
	重症者等の搬送順位の確定・搬送訓練	保健室
	医薬品の確保・補充	—
	情報連絡訓練	職員室等
	災害対策健康部訓練	
11:10～11:30	【閉会式】 講評 閉会挨拶	体育館

(2) 受付 (8時50分～9時00分)

① 連絡会・町会等の参加者受付

※受付簿に名前の記入。

② 四師会、災害拠点病院等の関係者受付

※受付簿にチェックし、座席にある四師会用ビブスを着用する。

(3) 開会式 (9時00分～9時15分)

① 参加者紹介

団体ごとに参加者を紹介する。その場で立ち上がってもらう。

(4) 災害対策講習会 (9時15分～9時50分)

① 医師によるトリアージ講習など

(5) 避難拠点/医療救護所の設営および人員配置 (9時50分～10時20分)

① 避難拠点の開設・受付の確認等、役割ごとに持ち場に集合し、最終確認を行う。

② 傷病者役は、体育館にて担当者から症例札(ビブス)の説明を聞き待機する。

(6) 避難拠点/医療救護所訓練 (10時20分～11時10分)

(7) 閉会式 (11時10分～11時30分)

① 医師からの訓練講評

② 閉会の挨拶

【避難拠点訓練】

1	避難拠点の開設・ 避難者の受付	必要備品の準備や受付テーブルの設置などを行い、避難拠点本部の設置、開設宣言、避難者の受入れ準備、受入れのながれで訓練を行う。避難者は、避難者用のビブスを着用する。
---	--------------------	---

【医療救護所訓練】

1	傷病者の待機	区職員が症例札を渡します。 傷病者（連絡会、地域住民等）は、症例札を着用し傷病者待機場所（体育館）で待機する。
2	傷病者来所	職員の指示のもと体育館から南門付近に4、5名ずつ移動し、その後昇降口から来所する。
3	振分け／傷病者誘導	区要員・連絡会が昇降口で傷病者の振分けを行う。連絡会等は、2名ペアを3組ほど作り、歩行可能者には軽症処置場所の体育館へ誘導する。歩行不可能者は保健室の中へ誘導する。ここでは、医療関係者も配置しその誘導の指揮を行う。
4	トリアージ・軽症者の応急手当／ 調剤・投薬	軽症処置場所では、医療救護班（医師）等がトリアージを行い、要員等がタグやカルテの記入を補助する。 統括医師（1名）の指示に従い、医療職は臨機応変に診察や応急手当を行う。また薬剤師班は調剤・投薬を行う。 区要員は記入補助のほか軽症者の誘導等を行う。
5	重症・中等症者処置	保健室の医療救護班（医師）が搬送された重症・中等症者に対して、2人1組でトリアージを行い、救急処置を行う。タグ、カルテにも記入する。記入は要員等が補助をする。
6	搬送順位の 確定・搬送訓練	保健室の医療救護班（医師）は重症・中等症者の搬送順位を決定する。あわせて中等症者数名を災害拠点連携医療機関（川満病院）へ搬送したい旨、災対健康部（区）に要員を通じて搬送要請を行う。
7	医薬品の 確保・補充訓練	薬剤師班は備蓄医薬品を確認し、軽症者処置場所（多目的室）と重・中等症者処置場所（保健室）へ医薬品等を設置する。また、訓練中に起こる医薬品の不足について、災対健康部（区）へ要員を通じて供給要請を行う。
8	情報連絡訓練	避難拠点要員（区職員）1名が防災無線による連絡を行う。（医療救護所の開設報告、重・中等症者受入れ要請、医薬品の供給要請など）
9	災害対策健康部 訓練	医療救護所の設置・運営に伴い、近隣透析医療機関の開設状況、医薬品の供給要請など、災害対策健康部が確認・対応する業務手順を確認する。